主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中九〇を本刑に通算する。

理 由

弁護人吉永嘉吉および被告人本人の上告趣意(後記)は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号刑法二一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年四月二一日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	Ħ	藤	裁判官